資料２

令和８年度　鶴岡市地域防災計画の主な修正内容

令和８年９月　鶴岡市市民部防災安全課

◆主な修正項目

※記述箇所の凡例 … ㊎:震災対策編　㊦:津波災害対策編　㊨:風水害等対策編

１　国、県の計画の見直し等を踏まえた修正

（１）令和６年能登半島地震を踏まえた修正

①被災者支援の充実

○トイレカー等、より快適なトイレの設置への配慮
○協定・届出避難所に係る情報の事前把握
○パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

②自治体支援の明確化

○応援職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
○迅速かつ円滑な災害応急対策

③防災 DX の加速

○新物資システムの利活用促進、研修・訓練の実施
○防災 IoT システム(※１)による被災状況の迅速な共有
○避難所開設時における全国共通避難所・避難場所 ID の報告

(注)※１　防災 IoT システムとは、センサー・カメラ・ドローンなど遠隔から状態確認や自動制御等を行う仕組み

（２）関連する法令の改正を踏まえた修正

①被災者支援の充実

○在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供

（３）最近の施策の進展等を踏まえた修正

①避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

○自治体、保健・福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
○在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

２　令和６年７月豪雨の教訓に基づく県計画の見直しを踏まえた修正

（１）自助の推進、地域における防災人材の育成

①「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえた防災学習の推進

３　その他、防災に係る諸施策の充実を目的とした県計画の見直しを踏まえた修正

（１）広域防災拠点の設置

①大規模災害発生時における応急対策活動の中核となる広域防災拠点の設置

（２）県民防災デー（防災点検の日）による防災意識の向上

①県民防災デー（防災点検の日）の設定による、防災意識の向上に資する啓発活動の強化

（３）物資の備蓄、調達計画の強化

①基本的な備蓄に関する考え方を明記

（４）男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

①災害対策本部や防災会議への女性参画の推進

◆主な修正内容

※記述箇所の凡例 … 震:震災対策編　　津:津波災害対策編　風:風水害等対策編

１　国、県の計画の見直し等を踏まえた修正

（１）令和６年能登半島地震を踏まえた修正

修正項目	修正内容	対象頁 (計画書頁)
①被災者支援の充実	**避難所における良好な生活環境の確保のため、次の内容を追記する。** ○トイレカー等、より快適なトイレの設置への配慮 ・避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 ○協定・届出避難所に係る情報の事前把握 ・市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 ○パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置 ・避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた安全な適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる場所、調理器具や食料を確保することに努めること、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。	震風第３章第14節 「トイレ利用対策」 震 (P270)風(P289) 震第２章第７節 風第２章第８節 「避難所等事前対策」 震 (P65)風(P81) 震風第３章第11節 「避難所運営」 震 (P260)風(P279)

修正項目	修正内容	対象頁 （計画書頁）
②自治体支援の明確化	**発災時に派遣される応援職員に対して活動するための資機材や宿泊場所を確保する等、広域応援・受援体制の実効性を高めるため、次の内容を追記する。** ○迅速かつ円滑な災害応急対策 ・市は、県と連携して、社会環境の変化に応じた広域化の研究・検討等、消防の対応力強化に向けた取組みを進めるとともに、平時から都道府県や市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 ○応援職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実 ・市及び県、防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・海上保安庁・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、市及び県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。	震風第3章第2節 「防災関係機関の相互協力体制」 震（P190）風（P211） 震風第3章第2節 「防災関係機関の相互協力体制」 震（P197）風（P219）

修正項目	修正内容	対象頁 （計画書頁）
③防災 DX の加速	**デジタル技術の活用により、被災者支援を迅速化・効率化するため、次の内容を追記する。** ○新物資システムの利活用促進、研修・訓練の実施 **・新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。** **・市及び県は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。** ○防災 IoT システムによる被災状況の迅速な共有 **・被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努めるとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあっては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。** ○避難所開設時における全国共通避難所・避難場所 ID の報告 **・避難所開設の報告** **市は、避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを県に報告する。**	震風第 3 章第 2 節「防災関係機関の相互協力体制」 震（P197）風(P219) 震風第 3 章第 4 節「災害情報の収集・伝達」 震（P211）風(P232) 震風第 3 章第 4 節「災害情報の収集・伝達」 震（P211）風(P232)

（２）関連する法令の改正を踏まえた修正

修正項目	修正内容	対象頁 （計画書頁）
①被災者支援の充実	在宅・避難者や車中泊避難者など、多様な支援ニーズに対応するため、福祉サービスの提供を明記する。また、広域避難を円滑に進めるため、次の内容を追記する。 ○在宅・車中泊避難者への福祉サービスの提供 ・市及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	震風第 3 章第 16 節「避難所外避難者への支援」 震（P275）

（３）最近の施策の進展等を踏まえた修正

修正項目	修正内容	対象頁 （計画書頁）
①避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	避難所以外で避難生活を送る避難者等の環境整備のため、災害発生時における関係者間の連携を図り、被災者支援が円滑に行われるよう、次の内容を追記する。 ○自治体、保健・福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施 ・市及び県は、保健・福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。 ○在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供 ・市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	震第２章第７節 風第２章第８節 「避難所等事前対策」 震（P65）風（P81） 震第２章第７節 風第２章第８節 「避難所等事前対策」 震（P65）風（P81）

２　令和６年７月豪雨の教訓に基づく県計画の見直しを踏まえた修正

修正項目	修正内容	対象頁 （計画書頁）
（１）自助の推進、地域における防災人材の育成	自助の推進、地域における防災人材の育成を図るため、「地域における防災学習アクションガイド」を策定することに伴い、次の内容を追記する。 ①「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえた防災学習の推進 ・大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、市及び県は、「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。	震風第２章第３節「防災知識の普及及び訓練」 震（P48）風（P58）

３　その他、防災に係る諸施策の充実を目的とした県計画の見直しを踏まえた修正

修正項目	修正内容	対象頁 （計画書頁）
（１）県民防災デー（防災点検の日）による防災意識の向上	県民防災デー（防災点検の日）の設定による、防災意識の向上に資する啓発活動等の強化を図るため、次の内容を追記する。 ○県民防災デー（防災点検の日）の設定による、防災意識の向上に資する啓発活動の強化 ・県民防災デー（防災点検の日）による防災意識の向上 県は、毎年３月 11 日を「県民防災デー（防災点検の日）」に設定し、市町村、学校、関係機関等と連携して、防災意識の向上に資する啓発活動を展開する。	震風第２章第３節「防災知識の普及及び訓練」 震（P47）風（P60）

修正項目	修正内容	対象頁 （計画書頁）
（２）物資の備蓄、調達計画の強化	避難生活に必要となる物資について、基本的な備蓄の考え方を明記し備蓄、調達計画の強化を図るため、次の内容を追記する。 ①基本的な備蓄に関する考え方を明記 ・避難生活に必要となる食料や飲料水については、発生が予想される地震の最大避難者数を想定した最低必要量（３日分）に対し、県民及び未被災市町村の備蓄により１／２、被災市町村の備蓄により１／４、県の備蓄により１／４を賄うことを基本とし、不足が生じる場合は国によるプッシュ型物資支援等を活用する。また、それ以外に避難生活において必要となる生活必需品等については、今後国が示す備蓄すべき品目・数量等に関する方針を踏まえながら、市町村と県が連携して確保に努める。	震第２章第 32 節 風第２章第 33 節 「食料・生活必需品の確保」 震（P156）風（P173）
（３）男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化	災害対策本部や防災会議への女性参画を推進し、男女共同参画の視点に立った取組を進め、地域の災害対応力の向上につなげていく観点から、次の内容を追記する。 ①災害対策本部や防災会議への女性参画の推進 ・市及び県は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、平時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。さらに、災害対策本部に占める女性職員や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。	震風第４章第４節 「災害復興対策」 震（P456）風（P486）